

令和6年10月25日（金）10時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第176回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 ただいまから交通政策審議会海事分科会第176回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに。発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押し、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご確認ください。資料は20ページもので、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。9月をもって公益委員の庄司委員、西村委員及び使用者委員の関委員が退任され、10月から新たに公益委員として小西委員、富永委員、西崎委員及び使用者委員の松本委員が就任されました。

まずは、小西委員、オンラインでのご参加ですが、カメラ、マイクをオンにして、一言

ご挨拶いただければと存じます。

【小西臨時委員】 こんにちは、小西と申します。明治大学で勤務しております。労働法を専攻しております。どうぞよろしくお願いたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

続きまして、富永委員、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【富永臨時委員】 富永でございます。上智大学で労働法を専攻しております。どうぞよろしくお願いたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

続きまして、西崎委員、一言ご挨拶いただければと存じます。

【西崎臨時委員】 東京海洋大学の西崎と申します。いろいろ勉強させていただきながら担当させていただきます。よろしくお願いたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

続きまして、松本委員、一言ご挨拶いただければと存じます。

【松本臨時委員】 日本船主協会内航委員として、本日より参加させていただきます松本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。議題1の報告事項でございます「令和6年度（第68回）船員労働安全衛生月間の実施概要について」、事務局からご報告をお願いいたします。

【田口産業保健企画官】 産業保健企画官の田口です。

令和6年度船員労働安全衛生月間の活動についてご説明いたします。資料1、4ページをご覧ください。

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者、船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で68回目を迎えました。

令和6年度は「待っている 家族の笑顔を 忘れずに」というスローガンの下、9月1日から30日までの1か月間、主唱者、協賛者、協力者及び実施者が連携・協力し、全国各地において、訪船指導、大会、講演会等の開催、船員無料健康相談の実施などの活動を実施しました。

まず、(1) 訪船指導についてですけれども、協賛者は、各地方運輸局の協力を得て、全国273か所、1,192隻に対し、安全衛生に関する訪船指導を実施しました。この1,192隻の内訳ですが、貨物391隻、旅客162隻、漁業334隻、その他305隻となっています。

指導の内容ですが、安全・衛生担当者記載簿の不備70件、安全標識の不備27件、救命設備関係の不備26件などがありました。

こちらの不備についてですけれども、訪船中には是正可能なものはその場で是正させ、訪船中には是正ができなかったものについては、後日、是正状態の分かる写真を送付するように指導がされております。

なお、救命設備については、後日、是正状態の分かる写真を送付するように指導された案件はゼロ件でした。

それから、(2) 大会、講演会等の開催です。

① 船員災害防止大会についてですが、船員災害防止協会は、船舶所有者や船員等の安全衛生に対する意識向上を図るため、全国18か所において大会を開催し、合計831人が参加しました。

② 講演会、講習会等ですが、協賛者は、安全衛生に関する学識経験者、医師等の協力を得て、全国48か所において安全衛生に関する講演会、講習会を開催しました。合計2,061人が参加しています。

講演会、講習会のトピックは、生活習慣病、生存対策講習会、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策、船員災害の現状、船舶事故事例にみる原因と安全対策など、船員災害の実情を勘案したものでした。

(3) 船員無料健康相談の実施ですが、協賛者は、日本海員掖済会、船員保険会及び地域医療機能推進機構の医師並びに地方運輸局長等が指定した医師の協力を得て、全国108か所において無料の健康相談を合計522人に実施しました。

5ページに過去5年の実績との比較があります。

私からの説明は以上となります。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしく申し上げます。まず訪船指導、それから船員災

害防止大会、講習会、この辺についてご質問させていただきます。後にまた知床遊覧船事故対策フォローアップ委員会の報告もあるんですけども、ちょっとそれに関連するかもしれないんですが、訪船指導のところでは全国273か所という話がありましたけれども、知床近辺も含め、北海道の道東地域での訪船指導というのはなされているのかどうか、その辺を教えていただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 お願いします。

【田口産業保健企画官】 すみません。少々お待ちください。

訪船指導実績についてお答えします。紋別地区になると思うんですが、訪船指導した港の数は1港、それから訪船指導日数は1日、そして計4隻に対して行っております。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。やはり、知床遊覧船の事故を発端にしてそういう取組を総合的にやられているということなので、その辺は事故を起こした海域でもありますし、訪船指導をやられているということなので、今後も継続してしっかり、ほかの地域もそうですけれども、特に旅客船については、その辺の訪船指導をしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、次に移りたいと存じます。議題2の報告事項でございます「第2回知床遊覧船事故対策フォローアップ委員会（船員関係）の報告について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【角野船員政策課長】 船員政策課長の角野でございます。ご説明さしあげます。資料は、「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況とさせていただいております。部会長からもご紹介がありましたとおり、知床遊覧船の事故対策フォローアップ委員会、こちらは今年3日に開かれてございますけれども、そこで使われている資料を抜粋したというものでございます。

知床遊覧船事故につきましては、令和4年4月23日に発生しまして、その直後5月にこの事故対策検討委員会というものが立ち上げられて、累次にわたる検討を続けていただ

いて、令和4年12月に対策が取りまとめられております。その後、法律改正等もあって、取りまとめられた対策が順次進められております。この事故対策検討委員会については、知床遊覧船事故対策フォローアップ委員会に代わって、令和5年10月に第1回が開かれております。今回、1年たって2回目ということで開かれたのが、この第2回フォローアップ委員会、10月3日ということでございます。

こちらで使われている資料7ページをご覧ください。対策は、全体で66項目が取りまとめられております。そのうち1年前の前回会議では35項目は実施中だったということでございますけれども、1年たって今年の10月の時点のフォローアップ委員会の時点で評価をしたところ、49項目実施ということで、対策が着実に進んでいるということでございます。

実際に取りまとめられた内容は、この7ページに記載されている安全・安心対策の柱ごとに右側に列挙されているものが主なものということでございます。例えば、その中では、(3)の船舶の安全基準の強化というところで、一般旅客船や遊漁船に対して、無線設備ですとか改良型救命いかだ等の搭載を義務化しましょうという内容などが含まれていたというところで、こちらは実は、施行に向けてパブリックコメントを令和5年11月に実施したところ、いろいろなご意見が特に遊漁船の関係で出たということで、今年の7月に知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会というものを開催して、実際にどうすればいいのかということの詳細に議論した結果もこのフォローアップで報告されてございます。

その中では、この法定無線設備に関して、引き続き、事故対策委員会で取りまとめられたとおりにきちんと義務化しましょうという確認が行われたり、改良型の救命いかだの搭載義務化に関しては、もともと基本的には搭載をしますとされつつ、搭載を要しない方法というものが決められていたわけですが、遊漁船の運航の実態に即して、この搭載を要しない方法の詳細を改めて確定して、施行していこうという議論も行われていたところでございます。

また、66項目中49項目実施中ということでございますので、17項目残っているということですが、その内訳としては、(1)の事業者の安全管理体制の強化ということが比較的多く残っている状況です。例えば、安全統括管理者・運航管理者の試験・講習制度の創設と、制度をつくるとともに、この試験をやってくれる機関、それから講習をやってくれる機関を公募しなければいけないということで、事務的にもかなり時間のかか

る施策になっておりますけれども、こういったものが残っておりますということがその事例となっております。

対策のうち船員に係る部分は、(2)の船員の資質の向上というところでございます。昨年の段階では、これは1項目実施中または実施済みということでしたが、これが今回、5項目全て実施中または実施済みということに進捗したということをご報告してございます。

詳しい内容に関しましては、9ページでございます。船員の資質の向上、項目として、①から④の4つで、②が2つに分かれていますので、計5個ということになってございます。事業用操縦免許の取得課程の拡充ということ、それから小型旅客船を初めて特定の海域で動かすという、船長も含めてですけれども、船員に関して教育訓練の義務化をすること、それから小型船の船長の要件を創設することということが、この①から③です。これが昨年の段階ではまだ実施中ということだったわけですがけれども、こちらはそれぞれ法律改正に基づく項目となっております、改正法の施行が今年の4月ということで、今年の4月から実施を始めて、いずれも実施済みということで進展したということでございます。最後の発航前検査の確実な実施につきましては、もう令和4年度の段階から、きっちり実施するように指導するというところに取り組んでございまして、昨年の段階で実施済みということであったわけですがけれども、継続的に実施しているという状況でございます。

私からは以上であります。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ちょっと今さらなのかもしれないんですけども、7ページの(4)の監査・処分の強化のところ、リモートによる監視強化とあるんですけども、この辺のリモートによる監視強化というのはどういうものなのか、どういうことをしているのかということをお教えしてほしいんですけども。

【野川部会長】 お願いします。

【角野船員政策課長】 監査をする職員はそれぞれ地方運輸局の本局と支局にいますが、沿岸を全てカバーしているわけではないという中で、限られた人員できっちり監査をしていくという観点から、例えばですけれども、運輸局の職員が現地に行っていただい

て、そこでリモートで連絡を取りながら本局の運航労務官が監査をするということ、なかなか我々の体制は厳しい状況ではあるんですけども、そうした中でもできるだけしっかりとこの監査をやるような工夫をしながら、安全の確保に努めているということでございます。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。当然、監査等の監視強化のところのリモートでやられているというのはよく分かりました。方法とかもよく分かったんですけども、ただ、安全・安心対策の中でそういった監査とか処分の強化を行うのであれば、人的に増員していくといった形を取っていかないと、なかなかそういったものにつながっていかないのではないかと。ただ、リモートだけで監視の強化とやられるのはちょっと疑問に思うところもありますので、当然、監査と監視の強化につながるべく、人的な増員とか、そういったところはしっかりやっていただきたいと思うことと、それから（１）の事業者の安全管理体制の強化のところ、なかなかこの辺が、実際１８項目あって１３項目が準備中というのは、現状は今の説明があったのでよく分かったんですけども、ただほかの項目に比べてなかなか進んでいないのかなというのが、実際、数字で見ると出てくるんですけども、何か、もう少しスピード感を上げてやっていくとか、そういった取組というのはお考えがあるのかどうか、教えてほしいんですけども。

【野川部会長】 お願いします。

【角野船員政策課長】 ありがとうございます。まず、１点目の体制の強化の部分でございますけれども、この事故を受けて監査処分を強化していくべきだという議論の中で、できる範囲で実際に増員の要求を担当の役所のほうにしておりますし、その結果、増えているという実績もございます。ただ、引き続き、取組を強化していかなければいけないと思っております。ある種しっかりやれという応援の言葉だと受け止めて、やっていきたいと思っております。

それから、この安全管理体制の強化の部分で進捗がという話でございます。実際の担当の部署ではございませんので、あまり踏み込んだ発言ができないということをお許しいただきたいですが、いずれの項目も、スケジュールが立っていないものはございません。いつまでにこれをやりますということはしっかり決めていて、ただ準備に時間がかかるものもありますし、それから先ほどの試験とか講習をやってくれる機関を公募しなければいけないということで、関係部署それぞれ、できるだけ早くやれるように準備を進めておりま

す。繰り返しになりますけれども、いずれにしても、めどが立っていないものは一つもございませんし、かつ関係省令等とか通達の整備というものはできる限り早くやろうということを取り組んでおりますので、ご理解を賜れば幸いです。よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。最初のそういった監査・監視強化のところ、人員を増やしてということもありますので、引き続きしっかりやっていただきたい。当然そこには費用もかかると思っておりますので、その辺の予算も含めて、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、最後に要望なんですけれども、9ページの一番下に発航前検査の確実な実施というところがあるんですけれども、先ほどの船災防のところにも若干また話がつながると思うんですけれども、そういった発航前検査をしっかりやることによって、不備、不具合が発見されたりとか、その辺の発航前検査の必要性といったところも含めて、周知の徹底や指導等をしていただきたいと思います。

私からは以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご要望ということでお伺いいたしました。

では、本件につきまして、ほかにごございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。議題3の審議事項でございます「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の前里です。よろしくお願いいたします。それでは、漁業に関する特定最低賃金の拡大についてご説明いたします。

本件は、本年8月22日の船員部会で諮問をし、その後2回の最低賃金小委員会での審議を経て、中型いか釣り漁業、以西底びき網漁業を含む漁業種へ拡大するとの結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

資料は資料3、ページは10ページになります。この答申案をご覧くださいと思います。

まず、Iでございます。現在の最低賃金の設定業種であります「漁業（大型いか釣り）最低賃金」を、中型いか釣り漁業を含む業種へと拡大し、「漁業（いか釣り）最低賃金」として最低賃金を決定することといたしました。

内容については、1の適用する地域は現在の大型いか釣り漁業と同様に全国、次の適用

する使用者については、船員法第1条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業、中型いか釣り漁業の種類の規定である、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第17号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者となりました。

それから、3の適用する船員、4の適用する期間、6の最低賃金に算入しない賃金については、最低賃金の設定の4業種に共通する内容であることから、今回の設定についても同様に定めることとなりました。

なお、5の第3項の船員に係る最低賃金額については、今回の答申後、改めて諮問の上ご審議いただく項目ですので、内容については省略としております。

続きまして、11ページをご覧くださいと思います。Ⅱについては、現在の最低賃金の設定業種であります「九州漁業（沖合底びき網）最低賃金」を、以西底びき網漁業を含む業種へと拡大し、「九州漁業（底びき網）最低賃金」として最低賃金を決定することといたしました。

内容につきましては、1の適用する地域は、現在の「九州漁業（沖合底びき網）最低賃金」と同様に九州運輸局の管轄区域、2の適用する使用者については、現在の「九州漁業（沖合底びき網）最低賃金」の範囲に、以西底びき網漁業の種類の規定である、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第2号を追加することになりました。

また、その下、3から6の項目につきましては、先ほどの「漁業（いか釣り）最低賃金」と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

最後に12ページ、Ⅲについてですが、今回の小委員会のご審議において、労働者委員等から、漁業業種における特定最低賃金のさらなる拡大を進めることについてご意見がありましたので、その旨を明記しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

木上委員、お願いいたします。

【木上臨時委員】 木上です。ご説明ありがとうございます。適用については、特に異論はございません。賃金の視点では資料に明記されているんですけども、ほかの観点で話し合いによるやり取りが何かございましたら、教えていただきたいということです。

いか釣り漁業は、近年温暖化に見舞われまして、以西底びき網漁業も、資源が非常に悪化していると言われる中で、経営上非常に厳しい状況なのですが、その中で最低賃金の設

定に当たり、適用を求める理由が何か意見交換されたのであれば、教えていただきたいと思ひます。

以上です。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。最低賃金小委員会での話合ひの内容ということによろしかったでしょうか。

【木上臨時委員】 そうですね。3番目に、ほかの業種にも拡大を求めているというところで、ほかの業種から見て何かインセンティブがあるような話があったのかどうかというところが一つ知りたい点です。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。今回、中型いか釣り漁業、以西底びき網漁業について拡大という結論に至りましたけれども、当然それ以外の業種についても適用すべきものと認識しております。

ただ、今回は、いろいろと合意形成できた業種ということで進めさせていただいたところですが、その背景といたしまして、小委員会の中でも、船員を確保する上で最低賃金の設定が必要ではないかというご意見があったと思ひます。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。いか釣りはI Qで管理されていますし、それから出納管理されているものと、いずれ全体的にほかの業種においてもI Qで管理されていくような管理漁業の形態なので、そういう意味では、賃金が上昇するということについては、収益上課題にも一方でなるということが考えられます。それで、賃上げの話が先行しがちなんですけれども、もう少し現場の漁業者に寄り添ったコメントがなければ持続性に欠けますし、その枠組みの拡大を図る上で、より包括的な議論と、それから国交省のメッセージの発信をやっていかないと、なかなか次の手が挙がるような環境になり得ないのかなと思ひます。よりよい未来に向けて、縦割りの発想だけではなくて、多面的なアプローチという観点でご検討いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【野川部会長】 何かございますか。

【前里労働環境対策室長】 ご意見ありがとうございます。承りました。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【木上臨時委員】 もう1点、すみません。よろしいですか。

【野川部会長】 木上委員、どうぞ。

【木上臨時委員】 それから、さっき船員の確保という観点の説明があったんですけれ

ども、世界的に非常に利益を上げていると言われている外航商船で、日本人の担い手確保が非常に難しいという環境にあると伺っています。その最低賃金の設定に若者がどれだけ興味を示しているのかというのはちょっと見えづらいなと近年思っておりまして、そういう意味でも、金額だけの基軸ではなくて、ほかの基軸も必要なのではないかなということ、ほかの業種に対しても拡大を図っていく上で、そういったアプローチがあると、そういう機運が高まっていくのではないかなと思います。期待しております。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご要望ということでお伺いいたしました。

この件につきましては、実は私自身が10年ほど前に海事局の船員部局に強い要望をいたしたところでございます。と申しますのは、現在、皆さんご案内のとおり、我が国には最低賃金法という法律があって、その適用はほぼ働く全ての労働者にございます。当然ながら船員さんにも最低賃金法の適用があって、具体的な最低賃金は、いわゆる地域別の最低賃金、例えば東京都は幾らとか、大阪は幾らとよく発表されますが、その地域別最低賃金と、それから特定最低賃金とって、業種ごとに決められるものがございます。実は船員といっても、この地域別の最低賃金が適用される方々もおられる。いわゆる船員法が適用されないいろいろな船に乗っておられる方々は、ほぼ地域別最低賃金が適用されておりますが、船員法が適用される船員については、ほとんど特定最低賃金という形で業種ごとに、言わば、例えばフェリーとか内航船といった業種ごとに決められることになっていますが、特に難しいのが漁船でございまして、漁船は漁船全部を包括的に一つの最低賃金でくくるということがなかなかできにくい。それぞれの船種のやっている漁業というのは違いますので、そうすると、それこそか釣りとか、底びき網とか、いろいろな漁船のやっている業種ごとに細かく最低賃金が決められることになります。そうなりますと、穴が出てくるわけです。

今でもご案内のとおり、最低賃金法が適用される労働者でありながら、特定最低賃金が設定されていないために具体的な最低賃金額が決められていないという船員さんが、5年ほど前に私が見たところでは1万数千人いた。現在でもそれほど変わってはいないでしょう。これは、法制度の上では極めてゆゆしき事態なんです。つまり、最低賃金法が適用されるということは当然ながら最低賃金額があるという前提でございまして、最低賃金法が適用されているのに、具体的に最低賃金額がありませんという労働者がそんなにたくさんいるということは、これは本来あってはならないことなので、それで私は、できるだけ

早く全ての船員法適用の船員に、特定最低賃金の形で最低賃金額が具体的に設定されるようにという要望をいたしまして、そこから徐々に徐々にこのように拡大されてまいりました。

その中で、しかし、今、木上委員がおっしゃったように、漁業だけではなく、外航のこともおっしゃいましたが、この船員の世界というのはいろいろな事情がございますので、直ちに全ての船員に具体的な最低賃金額が設定されるということはなかなか難しい点もございます。

それで、労使それぞれに、今私が申したように、最低賃金が適用されている船員には全ての船員に最低賃金額があつてしかるべきだということを踏まえて、検討を進めていきたいと思っております。今出されましたようないろいろな事情も含めまして、今後、この今回の拡大を言わばステップとして、このⅢにございますように、漁業に従事する全ての船員法が適用になる船員さんに最低賃金額が決まるように、私からも要望したいと思います。

この点につきまして、ございますでしょうか。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。今のいか釣り漁業と、それから以西底びき網、この辺の最低賃金の拡大につきまして、部会長をはじめ、関係者の皆様のご協力があつて最低賃金が設定されたものだと思っておりますし、感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、今、話にもありましたように、この答申案のまとめのところにも書かれておりますが、部会長からもお話がありました、全漁業種への最低賃金の設定が必要だと思っておりますので、この辺についてもご検討いただいて、早く実施できるような体制づくりをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、少し話が出たので、ちょっと実態のところを話しておきたいと思っております。まず、今の九州の最低賃金額、今の沖合底びき網の九州の最低賃金額と、それから沖底で言えば、神戸の最低賃金額が一番高いと思っているんですけども、この辺の差が約3万円ぐらいあるという中での賃金の設定額を決めないといけないというところもありますが、外国人の技能実習生の最低賃金、これらもやはり加味して考えていかないといけないのではないかと思っております。

それからあと、全国で展開されている水産高校の漁業ガイダンスで、九州地区の底びき網の漁業は日本国内で一番苛酷な漁業だと思うということを生徒に向けて説明されたと伺

っておりますので、十分考慮して、最低賃金を設定しないといけないのではないかと思っておりますので、若干、この場をお借りし、現状について報告しておきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

木上委員、お願いします。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。

先ほどの意見の中で、外国人の技能実習生の賃金についてですが、技能実習生は遠洋マグロの最低賃金にリンクしています。それで、技能実習生1号が遠洋マグロの0.8掛け、それから2号生が0.85で、3号生が1人歩と設定しており、それ以上という設定がありますので、基本的には遠洋マグロの最低賃金にリンクした形になっております。

以上です。補足させていただきました。

【野川部会長】 ありがとうございます。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 誤解がないように話しておきますと、私が言っているのは、沖合底引き網漁業の漁労技術を学びに来ている外国人技能実習生に限定して、現状を言っているのであって、外国人技能実習生の最低賃金を下回っている現状があるということでご理解いただければと思います。

それから木上委員が言われているのはごもっともで、そちらについても承知しております、以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。外国人の労働者については、ご承知のとおり、技能実習制度から育成就労制度という方向に全体として変わっていく方向にありまして、最低賃金の外国人への適用についても、これからそれぞれ議論が進んでいくと思いたいで、またそういうことについて船員の世界でも議論が進みましたら、この場でも報告をしていただいていたideきたいと思いたいます。

ほかに、この件につきましてはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」は、資料3の案のとおり結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次に移ります。議題4の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退出をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当である」という結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。

特になければ、事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第176回船員部会を閉会いたします。

また、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはこの会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —